

広島県告示第七百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年七月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
細坂六千四百三十四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安佐南区		沼田町		伴				三八〇三番三 地先里道敷		標柱一号	
								三八三九番		標柱二号及び三号	
								三八四〇番		標柱四号、五号及び六号	
								六四五四番一 地先県道敷		標柱七号	
								六四五二番三 地先里道敷		標柱八号	
								甲六四三五		標柱九号	
								六四二六番二 地先里道敷		標柱一〇号	